

1 住宅宿泊事業（民泊）の届出に伴う消防法令適合通知書 交付申請について

住宅宿泊事業（民泊）の届出を行う場合は、添付書類として「消防法令適合通知書」が必要となります。「消防法令適合通知書」は、かすみがうら市消防長宛に交付申請を行い、住宅宿泊事業を営む住宅が消防法令に適合していることが確認された後に交付されます。住宅宿泊事業法に伴う届出を行う際は、以下の各項目をご確認いただき、事前に消防本部予防課にお問い合わせください。

2 消防法令上の建物の取扱いについて

※ 消防法令上、各建物に対して消防法施行令別表第一（以下「施行令別表第一」という。）に基づき用途が定められ、その用途毎に設置義務となる消防用設備等が異なります。民泊にかかる用途については、旅館・ホテルでの（５）項イ、または住居となりますので下記表によりご確認ください。

	家主居住型	家主不在型
宿泊室の面積が50平方メートルを超える場合	旅館・ホテル	旅館・ホテル
宿泊室の面積が50平方メートル以下の場合	個人住居	

3 届出時に必要となる書類、必要な消防用設備等

《旅館・ホテル（施行令別表第一（５）項イ）》

（１）（例）消火器・自動火災報知設備・誘導灯

※ 上記設備等については、建物の面積や避難経路等により設置が免除される場合がありますので事前打ち合わせを実施するようお願いいたします。

（２）（１）で必要となった消防用設備等設置届出書。

（３）防火対象物使用開始届出書

《添付書類》

- ①案内図（付近見取り図）
- ②敷地配置図
- ③平面図
- ④立面図

（４）消防法令適合通知書交付申請書

検査後、消防法令に支障がない場合において消防法令適合通知書を交付いたします。

《個人住居》

住宅用火災警報器
届出不要

4 その他の注意事項

(1) 消防法令適合通知書交付までの主な流れ

- ① 平面図（面積等が分かる書類）等による事前相談
- ↓
- ② 事前相談による消防法令適合通知書交付申請書の届出
- ↓
- ③ 届出書類の審査
- ↓
- ④ 立入検査
- ↓
- ⑤ 消防法令適合通知書の交付

(2) 個人住居の場合

住居であっても、消防法令適合通知書の提出を求められる場合がありますので、予め、茨城県生活衛生課等の関係部局へのご確認をお願いいたします。
また、個人の住居で、消防法令適合通知書の提出を求められた場合は、上記と同様となり、平面図等の添付も必要となります。

～問い合わせ先～

かすみがうら市消防本部 予防課

TEL 0299-59-0119